

桜井市教育委員会告示第 2 号

桜井市子ども・若者わくわくチャレンジ活動奨励金交付要綱を次のように定める。

平成 30 年 6 月 1 日

桜井市教育委員会

桜井市子ども・若者わくわくチャレンジ活動奨励金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、芸術文化活動及びスポーツ活動の奨励と振興を図るため、各種大会、発表会その他の大会（以下「大会」という。）に参加する、本市の将来を担う子ども・若者が夢と希望を持ってチャレンジする優秀な活動に対し、予算の範囲内において奨励金を交付するため、必要な事項を定めるものとする。

(対象大会)

第 2 条 奨励金の対象となる大会は、当該年度の 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの間に開催されるものであって、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 国際大会、全国大会又はこれに準じる規模で開催される国、地方公共団体、公益法人、報道機関その他の団体が主催、共催又は後援する大会
- (2) 明確な基準に基づいて開催される著名な大会
- (3) その他市長が必要と認める大会

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するものは、奨励金の対象の大会としない。

- (1) 営利を主たる目的とする大会
- (2) 出場に際して不適切な学年、性別等の制限がある大会
- (3) 特定の政治、宗教、思想等に関連した大会
- (4) 公序良俗に反する大会
- (5) 桜井市補助金交付規則（昭和 46 年 8 月桜井市規則第 24 号。以下「規則」という。）第 5 条第 2 項第 1 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）及びそれらの利益となる大会
- (6) 競争性の有無にかかわらず、親睦を目的とする大会
- (7) 予選会、選抜会等の選手手続を経ないで参加できる大会
- (8) 競争性を確保できない大会
- (9) その他奨励金の対象の大会として適当でないと市長が認める大会

(対象者)

第 3 条 奨励金の対象となる者（以下「対象者」という。）は、次のいずれにも該当する個人又は団体とする。

(1) 個人である場合

- ア 奨励金の申請をしようとする年度の4月1日時点において25歳以下である者
- イ 申請時において市内に在住している者又は市内の学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する学校(以下「学校等」という。)に在籍しており市外に居住している者
- ウ 同一年度内で、かつ、同一の別表第1に定める規模(以下「規模」という。)の大会において、個人又は団体のいずれにおいても当該奨励金の交付を受けていない者

(2) 団体である場合

- ア 申請時において県内に活動拠点を有する団体
- イ 大会への出場登録をした者(以下「出場登録者」という。)のうち、前号に該当する個人が5名以上所属している団体

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は対象者としな

- (1) 政治活動及び選挙活動を目的として大会へ出場するもの
- (2) 暴力団
- (3) 規則第5条第2項第2号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)
- (4) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するもの
- (5) 桜井市中学校部活動育成事業補助金交付要綱(平成17年4月制定)その他の制度の補助、助成等を受けるもの
- (6) その他対象者として適当でないと市長が認めるもの

(申請者)

第4条 奨励金の申請を行おうとする者(以下「申請者」という。)は、別表第2に定めるとおりとする。

(交付金額)

第5条 奨励金の金額は、別表第1に定めるとおりとする。

(交付回数)

第6条 同一年度内の奨励金の交付は、対象者ごとに、各規模の大会に対して1回を限度とする。

(交付申請)

第7条 申請者は、桜井市子ども・若者わくわくチャレンジ活動奨励金申請書(第1号様式)に、次に掲げる書類のうち、市長が必要と認めるものを添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 個人である場合

- ア 対象者の住所、氏名及び生年月日が確認できる公的な書類の写し
- イ 市外に在住の場合は、在学していることを証明するものの写し
- ウ 出場する大会の詳細が分かるものの写し
- エ 大会に出場することを証明するものの写し
- オ 予選会、選抜会等があった場合にはその詳細及び結果の分かるものの写し
- カ その他市長が必要と認める書類

(2) 団体である場合

- ア 出場登録者一覧表（第2号様式）
- イ 団体の活動拠点が分かるものの写し
- ウ 出場する大会の詳細が分かるものの写し
- エ 大会に出場することを証明するものの写し
- オ 予選会、選抜会等があった場合にはその詳細及び結果の分かるものの写し
- カ その他市長が必要と認める書類

(決定通知等)

第8条 市長は、前条の規定により提出された書類を受理し適当と認めたときは、奨励金交付の決定をし、当該申請者に対し、桜井市子ども・若者わくわくチャレンジ活動奨励金交付決定通知書（第3号様式）により通知するものとする。この場合において、市長は必要があると認めるときは、決定の内容等に条件を付けることができる。

2 市長は、前条の規定により提出された書類を受理し、奨励金の交付をしないこととなった場合には、当該申請者に対し、桜井市子ども・若者わくわくチャレンジ活動奨励金却下通知書（第4号様式）により通知するものとする。

(大会内容等の変更)

第9条 前条の規定により奨励金の交付決定を受けた対象者（以下「交付対象者」という。）が、やむを得ない理由により申請内容に変更が生じた場合は、軽微なものである場合を除き、桜井市子ども・若者わくわくチャレンジ活動奨励金内容変更申請書（第5号様式）に次に掲げる書類のうち、市長が必要と認めるものを添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 変更後の出場登録者一覧表（第2号様式）（交付対象者が団体である場合に限る。）
- (2) 変更後の大会の詳細が分かるものの写し
- (3) 変更後の大会に出場することを証明するものの写し
- (4) 予選会、選抜会等があった場合にはその詳細及び結果の分かるものの写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

(変更決定)

第10条 市長は、前条の規定による申請内容等の変更を承認した場合において、奨励金の額を変更する必要があると認めるときは、奨励金交付決定の変更を行うものとする。

2 第 8 条の規定は、前項の場合に準用する。

(大会出場の中止)

第 11 条 交付対象者が当該奨励金に係る大会の出場を中止しようとする場合（大会の開催中止を含む。）又は参加が困難となった場合は、速やかに桜井市子ども・若者わくわくチャレンジ活動奨励金中止申請書（第 6 号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により提出された書類を受理し、奨励金の交付を中止することとなった場合には、桜井市子ども・若者わくわくチャレンジ活動奨励金中止通知書（第 7 号様式）により通知するものとする。

(指示及び検査)

第 12 条 市長は、交付対象者又は申請者に対し、必要な指示をし、対象の大会への参加状況の報告を求め、又は調査することができる。

(実績報告)

第 13 条 交付対象者又は申請者は、桜井市子ども・若者わくわくチャレンジ活動奨励金実績報告書（第 8 号様式。以下「実績報告書」という。）に次に掲げる書類のいずれかを添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 当日の配布資料等、大会結果がわかるもの
- (2) 大会終了時の対象者名簿
- (3) その他市長が必要と認める書類

(奨励金の請求等)

第 14 条 奨励金の交付を受けようとする者は、前条の実績報告書を提出した後に、桜井市子ども・若者わくわくチャレンジ活動奨励金交付請求書（第 9 号様式。以下「請求書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により請求を受けた場合には、当該申請者に対し、奨励金を交付するものとする。

3 第 1 項の規定にかかわらず、市長は、団体が次の各号のいずれにも当てはまる場合は、大会の開催前に当該団体に対し、奨励金の概算払をすることができる。

- (1) 参加する大会の開催場所が奈良県以外のもの
- (2) 大会の参加に必要な範囲内で宿泊を伴うもの（大会開催日前日を含む。）

4 前項の場合において、大会開催前に奨励金の概算払を受けようとする者は、請求書とあわせて桜井市子ども・若者わくわくチャレンジ活動奨励金繰上交付申請書（第 10 号様式）を、当該大会が開催される日の 30 日前までに、市長に提出しなければならない。

5 奨励金の概算払を受けた者は、前条に規定する実績報告書の提出した後に、速やかに精算しなければならない。

(決定の取消し等)

第 15 条 奨励金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、市長は奨励金交付の決定を取消し、又は変更することができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 交付決定の際に付した条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により奨励金の交付を受けたとき。

2 市長は、前項の規定により奨励金交付の決定の取消し又は変更を行った場合において、既に奨励金が支払われているときは、桜井市子ども・若者わくわくチャレンジ活動奨励金返還命令書（第 11 号様式）により、期限を定めて、当該申請者に対しその返還を命ずることができる。

(書類等の整備保管)

第 16 条 申請者は、対象の大会に係る参加等を明らかにした書類を整備し、奨励金交付日の属する年度の翌年度から 5 年間保管しなければならない。

(その他)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に使用されている申請書等の用紙で残存するものについては、この要綱の規定にかかわらず、必要な修正を加え使用することができる。

附 則（令和 4 年 3 月 24 日教委告示第 3 号）

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、改正前の第 1 条から第 8 条までの規定により作成されている申請書等の用紙で残存するものは、所要の改正を加え、なお使用することができる。

附 則（令和 6 年 9 月 6 日教委告示第 11 号）

この要綱は、公布の日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

別表第 1（第 3 条、第 5 条関係）

区分	奨励金の金額	
	全国規模の大会	国際規模の大会
個人	5,000 円	10,000 円
団体	出場登録者のうち対象となる数に 5,000 円を乗じた額（上限 50,000 円）	出場登録者のうち対象となる数に 10,000 円を乗じた額（上限 80,000 円）

別表第 2（第 4 条関係）

対象者区分	申請者
個人	対象者本人 （対象者本人が未成年の場合にあっては、保護者又は対象者が在籍している学校等の校長等）
団体	団体の代表者

第 1 号様式（第 7 条関係）

年 月 日

（宛先）桜井市長

（対象者）住 所
ふ り が な
氏名（団体名）
（申請者）住 所
ふ り が な
氏名（代表者）
対象者との関係 本人・保護者・学校長・団体代表
電 話 番 号

桜井市子ども・若者わくわくチャレンジ活動奨励金申請書

桜井市子ども・若者わくわくチャレンジ活動奨励金交付要綱第 7 条の規定に基づき、奨励金の交付を受けたいので、次のとおり関係資料を添えて申請します。

大 会 名	
主 催 者	
種 目	
開催期間	
開催場所	
添付書類	① 個人の場合
	☐ 住所・氏名及び生年月日が確認できるものの写し (マイナンバーカードなど)
	☐ 市外に在住の場合は、在学を証明するものの写し
	☐ (生徒手帳、在学証明証など)
	② 団体の場合
	☐ 団体の活動拠点が分かるものの写し ☐ 出場登録者一覧表 (第 2 号様式)
	③ 共通で必要なもの
	☐ 出場する大会の詳細が分かるものの写し (パンフレットなど)
	☐ 大会に出場することを証明するものの写し
	☐ 予選会、選抜会等の詳細及び結果が分かるものの写し (無い場合は不要)
	☐ その他 ()

第2号様式（第7条・第9条関係）

出場登録者一覧表

	住所	氏名	生年月日	在学先
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				

第3号様式（第8条・第10条関係）

第 号
年 月 日

（申請者） 様

桜 井 市 長

桜井市子ども・若者わくわくチャレンジ活動奨励金交付決定通知書

年 月 日付で申請がありました活動について、下記のとおり奨励金を交付することを決定しましたので、桜井市子ども・若者わくわくチャレンジ活動奨励金交付要綱第8条第1項に基づき通知します。

記

1. 交付対象者

2. 対象大会

3. 交付決定金額

4. 決定の条件等

- ・ 対象の大会の内容等が変更となった場合又は対象の大会が予定の期間内に完了しない場合は、速やかに桜井市子ども・若者わくわくチャレンジ活動奨励金内容変更申請書（第5号様式）を市長に提出してください。
- ・ 対象の大会への参加を中止しようとする場合（大会の開催中止を含む。）、又は参加が困難となった場合は、速やかに桜井市子ども・若者わくわくチャレンジ活動奨励金中止申請書（第6号様式）を市長に提出し、承認を得てください。
- ・ 対象の大会への参加が適正に行われていることを期するため、市長が対象の大会への参加状況の報告を求め、又は調査を行うことがあります。
- ・ 奨励金の目的に反するとき、又は既に奨励金の交付を受けているときは奨励金の一部又は全部を返還させることがあります。
- ・ 対象の大会に係る参加等を明らかにした書類を整え、当該書類を5年間保管しておいてください。
- ・ この要綱の規定を遵守してください。

以上

第4号様式（第8条関係）

第 号
年 月 日

（申請者） 様

桜 井 市 長

桜井市子ども・若者わくわくチャレンジ活動奨励金却下通知書

年 月 日付で申請がありました活動について、下記のとおり、交付しないこととなりましたので、桜井市子ども・若者わくわくチャレンジ活動奨励金交付要綱第8条第2項に基づき通知します。

記

1. 交付対象者
2. 対象大会
3. 却下理由

以上

第5号様式（第9条関係）

年 月 日

（宛先）桜 井 市 長

（対象者）住 所

ふ り が な

氏名（団体名）

（申請者）住 所

ふ り が な

氏名（代表者）

交付対象者との関係 本人・保護者・学校長・団体代表

電 話 番 号

桜井市子ども・若者わくわくチャレンジ活動奨励金内容変更申請書

桜井市子ども・若者わくわくチャレンジ活動奨励金交付要綱第9条の規定に基づき、申請内容を変更したいので、次のとおり関係資料を添えて申請します。

変更する内容	☐ 大 会 変更前_____ 変更後_____
	☐ 種 目 変更前_____ 変更後_____
	☐ その他（ ） 変更前_____ 変更後_____
添付書類	☐ 変更後の出場登録者一覧表（第2号様式）（団体の場合のみ） ☐ 変更後の大会の詳細が分かるものの写し（パンフレットなど） ☐ 変更後の大会に出場することを証明するものの写し ☐ 予選会、選抜会等の詳細及び結果の分かるものの写し（無い場合は不要） ☐ その他（ ）

第6号様式（第11条関係）

年 月 日

（宛先）桜 井 市 長

（対象者）住 所

ふ り が な

氏名（団体名）

（申請者）住 所

ふ り が な

氏名（代表者）

交付対象者との関係 本人・保護者・学校長・団体代表

電 話 番 号

桜井市子ども・若者わくわくチャレンジ活動奨励金中止申請書

桜井市子ども・若者わくわくチャレンジ活動奨励金交付要綱第 11 条第 1 項の規定に基づき、奨励金の交付を中止したいので、次のとおり申請します。

記

☐ 大会の参加中止

（理由 ）

☐ 大会の開催中止

（理由 ）

以上

第7号様式（第11条関係）

第 号
年 月 日

（申請者） 様

桜 井 市 長

桜井市子ども・若者わくわくチャレンジ活動奨励金中止通知書

年 月 日付で申請がありましたことについて、下記のとおり奨励金の交付を中止することを決定しましたので、桜井市子ども・若者わくわくチャレンジ活動奨励金交付要綱第 11 条第 2 項に基づき通知します。

記

1. 交付対象者
2. 対象大会
3. 交付中止決定金額
4. 中止決定の理由

以上

第8号様式（第13条関係）

年 月 日

（宛先）桜 井 市 長

（対象者）住 所

ふ り が な

氏名（団体名）

（申請者）住 所

ふ り が な

氏名（代表者）

交付対象者との関係 本人・保護者・学校長・団体代表

電 話 番 号

桜井市子ども・若者わくわくチャレンジ活動奨励金実績報告書

大会が終了しましたので、子ども・若者わくわくチャレンジ活動奨励金交付要綱第13条の規定に基づき、実績報告書を提出します。

記

1. 大 会 名
2. 主催者名
3. 参加期日
4. 会 場
5. 添付書類

☐ 当日の配布資料等、大会結果がわかるもの

☐ 大会終了時の対象者名簿

☐ その他（ ）

以上

第9号様式（第14条関係）

年 月 日

（宛先）桜 井 市 長

（対象者）住 所

ふ り が な

氏名（団体名）

（申請者）住 所

ふ り が な

氏名（代表者） ⑩

交付対象者との関係 本人・保護者・学校長・団体代表

電 話 番 号

桜井市子ども・若者わくわくチャレンジ活動奨励金交付請求書

下記のとおり、 年 月 日付第 号で交付決定された桜井市子ども・若者わくわくチャレンジ活動奨励金について請求します。

請 求 額

--	--	--	--	--	--

 円

振込先 口座情報	金融機関名				銀行 金庫 農業協同組合	支店名			店 支店
	金融機関コード					支店コード			
	口座種別				普通当座		口座番号		
	フリガナ								
	口座名義人								

※ゆうちょ銀行へのお振り込みを希望される場合は、通帳のコピーを添付してください。

年 月 日

(宛先)桜井市長

(対象者)住所
ふりがな
団体名
(申請者)住所
ふりがな
代表者
電話番号

桜井市子ども・若者わくわくチャレンジ活動奨励金繰上交付申請書

桜井市子ども・若者わくわくチャレンジ活動奨励金交付要綱第 14 条第 4 項の規定に基づき、大会開催前に奨励金の概算払を受けたいので、次のとおり申請します。

記

申請理由

☐ 大会への参加費用へ充当するため

☐ その他

()

以上

第11号様式（第15条関係）

第 号
年 月 日

（申請者） 様

桜 井 市 長

桜井市子ども・若者わくわくチャレンジ活動奨励金返還命令書

年 月 日付第 号で決定した奨励金について、桜井市子ども・若者わくわくチャレンジ活動奨励金交付要綱第 15 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり返還を命じます。

記

1. 交付対象者
2. 返還金額
3. 返還期限
4. 返還理由

以上